

永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月26日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町条例第18号

永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例

永平寺町松岡福祉総合センター条例(平成18年永平寺町条例第97号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

永平寺町松岡福祉総合センター(翠荘)	(1) 老人福祉センター 老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。	永平寺町松岡吉野塚第15号44番地
	(2) 保健センター 住民の健康づくりを推進するため、住民に密着した健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスを総合的に行う拠点とすることを目的とする。	
	(3) 児童館 児童に健全な遊び場を与え、個別的又は集団的に指導して、健康を増進し、情操を豊かにするとともに、児童の健全育成を総合的に行うことを目的とする。	

」を「

永平寺町松岡福祉総合センター(翠荘)	(1) 老人福祉センター 老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。	永平寺町松岡吉野塚第15号44番地
	(2) 保健センター 住民の健康づくりを推進するため、住民に密着した健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスを総合的に行う拠点とすることを目的とする。	
	(3) 児童館 児童に健全な遊び場を与え、個別的又は集団的に指導して、健康を増進し、情操を豊かにするとともに、児童の健全育成を総合的に行うことを目的とする。	
	(4) こども家庭センター	

	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うとともに、支援をつなぐためのマネジメントを行い、効果的で切れ目のない支援体制を構築し、こどもが心身ともに健やかに育つことを目的とする。	
--	---	--

」に改める。

別表中「多目的広場」及び「集会室(小)」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。